

# 岩見沢市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和5年3月30日 月曜日 午後3時00分から  
午後4時45分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)

委員	近田昌枝	(議席31番)
委員	干場克二	(議席32番)
委員	吉成朗	(議席33番)
委員	森一男	(議席34番)
委員	佐々木利夫	(議席35番)
委員	山谷康雄	(議席36番)

4. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
事務局主幹	内山充人
農地係長	森田佳章
振興係主任	船戸崇之
農業振興センター担当主査	山田勝彦

佐々木代理  
議長

只今より、令和5年岩見沢市農業委員会第3回総会を、開催いたします。  
はじめに、先々月行われた第1回総会の、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請での説明内容の訂正について事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

土井局長

先々月の第1回総会におきまして、議案第2号、農地法第3条許可申請の整理番号2番の案件につきまして、賃借契約の金額に、誤りがありましたのでご報告いたします。

訂正箇所は、第1回総会議案の13ページ、整理番号2番で、契約金額を [ ] とご説明しておりましたが、正しい契約金額は [ ] となります。ただし、10aあたりの単価に変更はありません。

本件においては、総会議案に金額の記載が無いことから、議案の訂正や差し替えはありませんので、本口頭説明を以って訂正の報告とさせていただきます。

議長

私からは以上です。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号5番高田委員、6番坂口委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。 本日の付議案件は、報告3件、議案4件、協議案1件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

3月7日から20日まで岩見沢市議会第1回定例会の会議がございました。内容については、議会だよりを参照いただきたいと思います。

3月13日、 [ ] の北海道産業貢献賞受賞祝賀会に出席させていただきました。 [ ] におかれては、JAの役員として延べ35年勤務され、北海道の産業貢献賞受賞ということになりました。

3月15日、北海道農業会議第94回の総会がございました。主な内容については、令和5年度の事業計画、予算であります。引き続き市町村農業委員会会長・事務局長会議がございまして、主に基盤強化法の改正等の内容について説明がございました。

3月17日、北海道農業者年金協議会の理事会がございまして、残念ながら今年岩見沢市は年金の新規加入の表彰の対象にはなりません。全国的にもコロナの関係がございまして、かなり加入の数が少なかった訳ではありますが、一点だけご報告を申し上げたいと思いますが、年金の運用についてであります。国人年金等の運用もそうではありますが、運用が大変マイナス状況でございます。外国債券及び外国株式のマイナス、これが大変大きいということでもあります。農業者年金の運用についても、年マイナス4%運用となったということで、最近加入された方は原資が食い込んでいるという可能性があります。農業者年金はご存じのように、長期的には絶対にマイナスになることはないように制度的に作られていますので、安心していただきたいと思います。

当日、令和4年度の農政講演会がありましたが、代理さんの方へ出席をいただいております。

3月25日、いわみざわ農協創立30周年記念式典祝賀会、令和5年度に岩見沢地区の5農協が合併してから30年で祝賀会がございました。

3月27日、第2期の南空知農業委員会連絡協議会の研修ということで、これについても主に、基盤強化法改正の関係が多かったです。

以上で動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の表に記載の所有権関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による買い取りで、所有権120番外8件の所有権移転の設定です。

次に、5ページ別紙2の表から7ページ別紙4の上段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借84番外18件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下段の表から9ページ別紙6の上段の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権114番外17件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下段の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借7番の使用貸借による権利の設定です。

以上につきまして、告示第21号で令和5年2月28日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号岩見沢市農業従事者調査についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案10ページ、報告第3号「岩見沢市農業従事者調査」の結果について、昨年12月から本年2月に実施した調査の結果がまとまりましたのでご報告いたします。

まず、農業従事者調査の要件といたしましては、令和5年1月1日現在において、30アール以上の経営農地を耕作する農業経営主とその家族、農地所有適格法人の役員、構成員、従業員で、年間60日以上農業に従事かつ令和5年4月1日現在18歳以上の者を資格要件として整理いたしました。

以上の要件を満たしているか否か、提出されました調査票を農地台帳、住民基本台帳と突合し、年齢、住所地、経営農地要件等を確認して、農家戸数、法人戸数、従事者人数を確定いたしました。

それでは、確定した結果について、ご説明申し上げます。

11ページ、別紙1をご覧ください。

この表は、各戸数、男女別人数について個人・法人別に昨年との対比表として記載いたしました。表に記載されている括弧内が昨年の数値です。

それでは、表の記載内容について説明いたします。

個人・法人別に見ますと、個人では戸数、人数ともに減となっておりますが、法人では増となりました。

内山主幹  
議長  
内山主幹

議長

船戸主任  
議長  
船戸主任

個人の戸数は660戸で、23戸の減、男性は955人で30人の減、女性は751人で28人の減、合計1706人で58人の減となりました。戸数、従事者人数が減となった主な理由といたしましては、経営不振や後継者不足等により、農地法第3条許可申請、農用地利用集積計画作成による農地の売買、貸付等で農地を処分し離農したこと、また、高齢となり農業に従事出来なくなったこと、経営を法人化したなどが原因と考えられます。

次に、法人の戸数は135戸で5戸の増、男性は299人で8人の増、女性189人で5人の増、合計488人で13人の増となっております。増となった主な理由は、法人の設立と役員に就任するなど昨年と同様と考えられます。

合計といたしまして、ご覧のとおり昨年と比べますと、戸数、男女別従事者人数も大幅な差異はない結果となりました。

また、12ページ、別紙2（内訳）は、別紙1の内容を地区別に集計した表となります。この表につきまは、のちほどご覧いただきたいと思ひます。

調査にあたり、農業委員の皆様には、ご協力いただきありがとうございます。

以上で調査結果の報告を終わります。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。

日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

それでは、総会議案13ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

議案14ページ、整理番号1番については、他の農業者に一部を売却し、一部を自身で耕作することから解約するもので、3月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

議案同ページ、整理番号2番から4番については、双方の都合により解約するもので、3月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

ここで、                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案17ページ、整理番号15番について説明を求めます。

議長、振興係主任

船戸主任

それでは、総会議案15ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

総会議案17ページ、別紙2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号15番について、先にご説明いたします。

整理番号15番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められま

議長

山田主査  
議長  
山田主査

議長

船戸主任  
議長  
船戸主任

議長

すので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

船戸主任  
議長  
船戸主任

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。  
ここで、                    の議事参与の制限を解除します。  
次に、                    の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案17ページ、整理番号17番について説明を求めます。

議長

議長、振興係主任  
船戸主任  
次に、総会議案17ページ、別紙2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号17番について、ご説明いたします。  
整理番号17番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

船戸主任  
議長  
船戸主任

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。  
ここで、                    の議事参与の制限を解除します。  
それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。  
議長、振興係主任  
船戸主任  
それでは、残りの案件について、ご説明いたします。  
議案16ページ、別紙1の整理番号1番から10番、議案17ページ、別紙2の整理番号11番から14番、16番、18番から20番、議案18ページ、別紙3の整理番号21番から23番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

議長

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。  
日程8、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
ここで、                    の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案22ページ、整理番号7番、について説明を求めます。

森田係長  
議長  
森田係長

議長、農地係長  
森田係長  
それでは、総会議案19ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は10件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が3件、賃借権の設定が3件、使用貸借権の設定が4件でございます。

まず、議案22ページ、整理番号7番についてその内容をご説明いたします。  
貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は3月9日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろし

議長

くご審議いただきますよう お願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[REDACTED]の議事参与の制限を解除します。

それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。

森田係長  
議長  
森田係長

議長、農地係長

森田係長

それでは、残りの案件についてご説明いたします。

議案20ページ、整理番号1番から2番は関連がありますので、一括してご説明いたします。

譲渡人は、いずれも離農することから所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、整理番号1番は、[REDACTED]

整理番号2番は、[REDACTED]

です。

なお、申請地は3月9日に倉田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号3番の譲渡人は、所有する農地を近隣農業者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は3月9日に志賀野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号4番の貸主は、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。

価格は、[REDACTED]です。

なお、申請地は3月9日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案21ページ、整理番号5番の貸主は、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。

価格は、[REDACTED]

です。

なお、申請地は3月9日に池田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案22ページ、整理番号6番の貸主は、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、[REDACTED]

です。

なお、申請地は3月9日に坂野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号8番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は3月9日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案23ページ、整理番号9番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は3月9日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号10番の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は3月9日に志賀野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

黒田委員長

最初に第1地区の説明をお願いいたします。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案25ページ、賃貸借103番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案26ページ、賃貸借104番の貸主は、離農により、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案27ページ、所有権141番の譲渡人は、離農により、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

黒田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第3地区ですが、ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。

それでは、総会議案28ページ、賃貸借権105番について説明をお願いいたします。

中林委員長

第3地区常任委員会より、賃貸借105番についてのみ、先にご説明いたします。

議案28ページ、賃貸借105番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。



議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。  
それでは、第3地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

中林委員長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。  
議案29ページ、賃貸借106番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
中林常任委員長は自席にお戻りください。  
次に第4地区の説明をお願いいたします。

西谷内委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。  
議案30ページ、賃貸借107番の貸主は、遠隔地に居住し耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
西谷内常任委員長は自席にお戻りください。  
次に第5地区ですが、ここで、[ ]の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案32ページ、賃貸借権109番、総会議案34ページ、所有権142番について説明をお願いいたします。

志賀野委員長 第5地区常任委員会より、賃貸借109番について、先にご説明いたします。  
議案32ページ、賃貸借109番の貸主は、農地を貸し付け、離農するもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。  
次に、所有権142番について、ご説明いたします。  
議案34ページ、所有権142番の譲渡人は、離れ地で耕作が不便な農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに 決定いたします。  
ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。  
それでは、第5地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

志賀野委員長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。  
議案31ページ、賃貸借108番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。  
次に、議案33ページ、賃貸借110番の貸主は、農地を貸し付け、離農するもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。  
次に、議案35ページから37ページ、所有権143番から145番の譲渡人は、農地を譲り渡し離農するもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
志賀野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区ですが、ここで、[ ]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案39ページ、賃貸借権112番について説明をお願いいたします。

干場委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

第6地区常任委員会より、賃貸借112番について、先にご説明いたします。

議案39ページ、賃貸借112番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

議長

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。

次に、[ ]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案45ページ、所有権146番、総会議案46ページ、所有権147番について説明をお願いいたします。

干場委員長

続いて、第6地区常任委員会より、所有権146番及び147番について、先にご説明いたします。

議案45ページから46ページ、所有権146番から147番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

議長

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。

それでは、第6地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

干場委員長

議案38ページ、賃貸借111番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案40ページから43ページ、賃貸借113番から116番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案44ページ、賃貸借117番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

議長

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区ですが、ここで、[ ]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案47ページ、賃貸借権118番について説明をお願いいたします。

宇井委員長 第7地区常任委員会より、ご説明いたします。  
第7地区常任委員会より、賃貸借118番についてのみ、先にご説明いたします。  
議案47ページ、賃貸借118番の貸主は、後継者もなく遠隔地に居住等により耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

宇井委員長 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
ここで、                    の議事参与の制限を解除します。

宇井委員長 それでは、第7地区の残りの案件について説明をお願いいたします。  
それでは、残りの案件について、ご説明いたします。  
議案48ページから49ページ、賃貸借119番から120番の貸主は、後継者もなく遠隔地に居住等により耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案50ページ、賃貸借121番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案51ページ、賃貸借122番の貸主は、遠隔地に居住し耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案52ページ、賃貸借123番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案53ページ、所有権148番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地等を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地等を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案54ページから55ページ、所有権149番から150番の譲渡人は、離農のため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案56ページから64ページ、使用貸借8番から16番の貸主は、離農のため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

森田係長 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
宇井常任委員長は自席にお戻りください。

議長 日程10、協議案第1号、岩見沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定及び、令和5年度の目標設定について を上程いたします。

森田係長 説明を求めます。  
議長、農地係長  
森田係長

森田係長 それでは、総会議案65ページ、協議案第1号、岩見沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び、農業委員会における最適化活動の目標設定に

ついて、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、総会前に農政委員会を開催し、ご承認をいただきました。

まず、農地等の利用の最適化の推進に関する指針でございますが、平成28年から農業委員会等に関する法律第7条第1項により、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされました。これまで指針の策定については、努力義務となっておりますが、農業委員会等に関する法律の改正により、今年度中（令和4年度中）の策定が義務付けられたため、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すため、今回策定するものです。

それでは岩見沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）についてご説明いたします。

タイトルが岩見沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）と書いてあります資料をご覧ください。

1 ページ目は基本的な考え方になります。前段には岩見沢市の状況を記載しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。

中段からは今後の取り組みと言うことで、近年は高齢による離農が進む状況にあることから、その農地の受け皿について、早めに手を打つことで遊休農地の発生防止に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用して利用調整に取り組んでいく必要がある。と言うことで、2 ページ目からは、具体的な目標や推進方法及び評価方法について記載しております。

1 といたしまして遊休農地の発生防止・解消についてですが、現在岩見沢市においては遊休農地は0ですので、10年後においても新たな遊休農地を発生させないと言う事で、0としています。（2）（3）については、これまで行っている事を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

3 ページ目 2 といたしまして、担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、（1）は今後10年の集積目標となっております。後ほど最適化活動の目標設定でご説明いたしますが、目標設定を踏まえた面積となっております。

（2）については、「地域計画」の作成や見直しに主体的に取り組むことや、農地中間管理機構との連携、農地の利用調整等を記載しております。

4 ページ目 3 といたしまして、新規参入の促進についてですが、（1）は令和4年度の実績を基に、1年度2経営体5haを目標としております。

5 ページ目 「地域計画」の目標を達成するための役割ですが、

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

としております。

以上が岩見沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）の説明となります。

なお、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとしております。

つづきまして令和5年度の農業委員会の目標についてご説明いたします。

右上に別紙様式1と書かれた、タイトルが「令和5年度最適化活動の目標の設定等」と書いてあります資料を、ご覧ください。

1 ページ目は現在の農業委員会の状況になりますので、のちほどご覧ください。

資料の2 ページ目になりますが、農地の集積状況について、①現状と課題については、管内の農地面積が 19,800ha に対し、これまでの集積面積が 18,852ha のため、集積率は 95.2% となっています。

次の②目標について、目標年度につきましては、指針の目標年度を記載するようになっておりますので、令和 14 年度としております。今年度の新規集積面積は例年と同じ 30ha で、その結果、今年度末の集積率の目標は 0.02% 増の 95.4%、10 年後の集積率は 96.5ha としたところです。

次に「(2) の遊休農地の解消」については、「①現状と課題」におきまして、前年度の農地パトロールの結果から遊休農地が 0ha となりました。

「②の目標」ですが、今後新たな遊休農地の発生防止を目標として 0ha としております。

3 ページの「(3) 新規参入の促進」について、「①現状と課題」については、記載のとおりです。また「②の目標」にあります、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」については、過去 3 年間の農用地利用集積計画による権利移動面積 1 割である 110ha としています。

次に、「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数」について、1 人当たりの活動日数の目標は、農水省が求める月平均 8 日を計上いたしました。

次に「(2) 活動強化月間の設定目標」について、1 年に 3 回、活動強化月間とする必要があるため、7 月に遊休農地の解消、11 月に新規参入の促進、1 月に農地の集積としています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、農業委員が新規参入相談会への参加を年 1 回以上定める必要がありますので、本年 11 月に予定されている「北海道新規就農フェア (アクセス札幌)」への参加を予定していることにしています。

以上につきまして、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他ですが、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月 4 月の総会ですが、4 月 27 日 (木)

午後 3 時 00 分から、市役所 4 階 委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

議長

